

青森県報

第二千八百九十八号

平成二十年
二月二十二日
(金曜日)

目次

告 示

| | | |
|---------------------------|--------------|---|
| 遊漁規則の変更認可..... | (水産振興課)..... | 一 |
| 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出..... | (道 路 課)..... | 一 |
| 道路の区域の変更..... | (道 路 課)..... | 二 |
| 道路の供用の開始..... | (道 路 課)..... | 二 |
| 漁船保険付保義務の同意を求めるための届出..... | (西北地域局)..... | 二 |
| 公 告 | | |
| 入会林野整備計画の適当の決定..... | (林 政 課)..... | 三 |
| 建設業者の許可の取消し..... | (三八地域局)..... | 三 |
| 右 同..... | (西北地域局)..... | 三 |
| 右 同..... | (西北地域局)..... | 三 |
| 出先機関 | | |
| 土地改良区の清算人の退任..... | (三八地域局)..... | 四 |

告 示

青森県告示第百十三号

漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第百二十九条第三項の規定により次の

とおり遊漁規則の変更を認可したので、同条第七項の規定により公示する。

平成二十年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 漁業者の住所及び名称
西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形四 六番地一 新深浦町漁業協同組合
- 二 認可年月日 平成二十年二月十二日
- 三 漁業権の免許番号 内共第一号
- 四 変更の内容

遊漁規則の「岩崎村漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則」を「新深浦町漁業協同組合内共第一号第五種共同漁業権遊漁規則」に、（目的）第一条「岩崎村漁業協同組合」を「新深浦町漁業協同組合」に、（遊漁料の額及び納付方法）第七条第二項（「西津軽郡岩崎村大字岩崎 岩崎村漁業協同組合」を「西津軽郡深浦町大字岩崎 新深浦町漁業協同組合岩崎支所」に改める。様式（一）遊漁承認証の「岩崎村漁業協同組合」を「新深浦町漁業協同組合」に、様式（二）漁場監視員証の「岩崎村漁業協同組合」を「新深浦町漁業協同組合」に改める。

五 施行の日 平成二十年二月十二日

青森県告示第百十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|------------|-----------|-----|-----|
| 加入区の名 | 届 出 事 項 | 期 間 | 場 所 |
| 発起人の住所及び氏名 | 指定漁船調書の縦覧 | | |

| | | | | |
|------|---------------------|------|---------------------------|------------|
| 竜飛今別 | 東津軽郡外ヶ浜町字三厩鳴神九四番地 | 伊藤逸雄 | 平成二十年二月二十二日 から同年三月七日まで | 竜飛今別漁業協同組合 |
| | 東津軽郡今別町大字奥平部字奥村一八番地 | 田中勝英 | | |
| | 東津軽郡今別町大字今別字宮本一番地四 | 小鹿秋男 | | |

青森県知事 三村 申 吾

青森県告示第百十五号
 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年三月二十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。
 平成二十年二月二十二日

| 図面番号 | 道路の種類 | 路線名 | 変更の区間 | | 変更の前後別 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 | 備考 |
|------|-------|---------|--|--|--------|----------------------------|------------|----|
| 1 | 県道 | 苫米地兔内線 | 三戸郡五戸町大字豊間内字金蔵塚二七の四から三戸郡五戸町大字豊間内字金蔵塚二二の二まで | 三戸郡五戸町大字豊間内字金蔵塚二七の四から三戸郡五戸町大字豊間内字金蔵塚二二の二まで | 前 後 | 六・四〇〇メートルから 六・〇〇〇メートルまで | 二八〇・〇〇メートル | |
| 2 | 県道 | 九艘泊脇野沢線 | むつ市脇野沢蛸田一四四の九からむつ市脇野沢蛸田一四四の九まで | むつ市脇野沢蛸田一四四の九からむつ市脇野沢蛸田一四四の九まで | 前 後 | 三・八〇〇メートルから 三・〇〇〇メートルまで | 一六〇・〇〇メートル | |
| | | | | | 前 後 | 二・六〇〇メートルから 二・〇〇〇メートルまで | 二八〇・〇〇メートル | |
| | | | | | 前 後 | 三・七〇〇メートルから 三・〇〇〇メートルまで | 一三〇・〇〇メートル | |

青森県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十年三月二十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十二日

青森県知事 三村 申 吾

| | | |
|-----|---------|--------|
| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の日 |
|-----|---------|--------|

| 県道 | 敷地の幅員 | 敷地の延長 | 備考 |
|---------|---|------------|-----------|
| 苫米地兔内線 | 三戸郡五戸町大字豊間内字金蔵塚二七の四から三戸郡五戸町大字豊間内字金蔵塚二二の二まで | 二八〇・〇〇メートル | 平成二〇・二・二三 |
| 国道三三三八号 | 下北郡佐井村大字長後字喜平治山国有林二九二林班ち小班から下北郡佐井村大字長後字喜平治山国有林二九四林班な、小班まで | 一三〇・〇〇メートル | " |

青森県告示第百十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定によ

る同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

| 届 出 事 項 | 指定漁船調書の縦覧 |
|---|---|
| 加入区の名 称 新深浦町 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字榎原一三三番地三八 山 下 幸 彦 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形四〇六番地六 伊 藤 鉄 雄 西津軽郡深浦町大字北金ヶ沢字塩見形四〇六番地三 小 野 修 一 | 期 間 平成二十年二月二十二日から同年三月七日まで 場 所 新深浦町漁業協同組合 |

公 告

入会林野整備計画の適当の決定

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第百二十六号）第六条第一項の規定により、蓬田村瀬辺地区入会林野整備組合に係る瀬辺地区入会林野整備計画を適当と決定したので、同条第四項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類の名称
入会林野整備計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年二月二十五日から同年三月二十五日まで

三 縦覧の場所

青森県農林水産部林政課
蓬田村役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 中島建築

二 氏名 中島 豊美

三 主たる営業所の所在地 三戸郡階上町大字道仏字浜久保四九の一

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一七二九六号

五 取消年月日 平成二十年二月七日

六 取消しに係る建設業の許可

建築、大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年一月十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 藤田農機商会

二 氏名 藤田 繁

三 主たる営業所の所在地 北津軽郡板柳町大字板柳字土井二三九の一〇

四 許可番号 青森県知事許可(般 一五)第四〇〇〇八五号

五 取消年月日 平成二十年二月八日

六 取消しに係る建設業の許可

管、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十八年七月十九日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。

このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年二月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社竹内板金工業

二 代表者の氏名 竹内 操

三 主たる営業所の所在地 上北郡六戸町大字犬落瀬字森田五八の一四

四 許可番号 青森県知事許可(般 一八)第五〇〇〇〇二号

五 取消年月日 平成二十年二月五日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成十九年十月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の清算人の退任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した西八戸平土地改良区から、次のとおり清算人の退任の届出があったので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成二十年二月二十二日

三八地域県民局長 中 島 勝 彦

| 氏 名 | 住 所 | 退任の年月日 |
|--------|----------------------|-----------|
| 中里 寿孝 | 三戸郡五戸町大字上市川字赤川々原一六の一 | 平成二〇・一・二五 |
| 小向 信一 | 八戸市大字尻内町字張田四の六 | " |
| 上野 豊治 | " " 字正法寺五の二 | " |
| 鈴木 勇 | 三戸郡五戸町大字上市川字石呑八の一 | " |
| 若林 茂明 | " " 字越戸一三の一 | " |
| 加藤 浩幸 | 八戸市大字尻内町字笹ノ沢四八の三 | " |
| 沢田 良一 | 三戸郡五戸町大字上市川字上市川四の一 | " |
| 上野 良吉 | 八戸市大字尻内町字正法寺九四 | " |
| 原 清勝 | 三戸郡五戸町大字上市川字順礼森一九の二 | " |
| 上野 清市郎 | 八戸市大字尻内町字渡ノ葉一の一 | " |
| 上村 邦雄 | 字田端一九の二 | " |
| 上野 松太郎 | 字正法寺六五 | " |
| 目澤 喜一 | 字内田二五の一 | " |

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭